

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国公的保険改善を通じた自然災害に対する公共資産の強靱性向上プロジェクト【有償勘定技術支援】

調達管理番号：23a00880

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月14日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年2月14日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国公的保険改善を通じた自然災害に対する公共資産の強靱性向上プロジェクト【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年5月 ～ 2027年8月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれ

の上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Matsushita.Yuichi@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年2月20日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年2月20日 12時
3	質問への回答	2024年2月26日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年3月8日 12時
6	プレゼンテーション	2024年3月13日 10時30分～12時30分
7	評価結果の通知日	2024年3月19日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「フィリピン国公的保険改善を通じた自然災害に対する公共資産の強靱性向プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00547）の受注者（株式会社日本開発政策研究所）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照
- （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、基本計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	各種制約を踏まえ、公的保険制度の運用戦略	第3条2.（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）
2	意識啓発を中心とした被保険機関へのアプローチ戦略	第3条2.（1）、（2）
3	再調達価額評価システム及び災害リスクベース保険料率算	第3条2.（1）、（2）、（6）、（7）

	出ツールプロトタイプ開発戦略	
--	----------------	--

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年8月

・ R/D署名：2023年11月22日

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 防災支援における本プロジェクトの位置づけ

フィリピン政府は「国家災害リスク軽減・管理計画」（2011-2028）を策定し、包括的な災害リスク管理の一つとして、自然災害に起因したリスクに対する公共資産の強靭化を進めている。しかし、現状では公共資産強靭化に必要な資金ニーズを完全に満たせていない背景もあり、事前防災投資を通じた公共資産の強靭化を進めるには時間を要することから、災害発生時に公共資産が被害を受けるリスクが残る。本プロジェクトは、これら事前防災投資の取り組みを補完し、残存する被災リスクに対する公共資産の財政的強靭性向上を目指すものである。

(2) 基本的な実施方針

フィリピンにおける現行の公的保険制度下においては、自然災害に対する保険の付保対象である公共資産について、包括的かつ十分な保険が付保されていない（保険未加入及び一部保険（保険により十分な復旧費用が賄われない状態））という課題を抱えるのに対し、本プロジェクトは公務員保険機構（GSIS）の責任範囲内で行う活動への協力を通じて、同課題解決に寄与することを目指す。

上記課題の要因としては、主に①公的保険制度の抱える課題、②保険加入に対する被保険機関の課題、に大分類されると考えられる。

上記①課題については、要因として主に以下の2点が想定されている。

(ア) GSISにおける妥当な再調達価額評価に係る体制・能力の欠如

(イ) GSISにおける公平な保険料算出に係る体制・能力の欠如

(ア) 及び (イ) の課題については、本プロジェクトを通じて、GSISに対し再調達価額評価システム及び災害リスクベース保険料率算出ツールの導入及び運用体制

の能力強化を行い改善を図る予定。¹

一方、本プロジェクトを通じGSISの公共保険制度の改善を行うことは可能ながら、根本課題である公共保険促進（保険未加入や一部保険解消）に向けては、被保険者側における加入・保険料支払いに係る課題解消が必要であり、上記②課題への取組も重要となる。課題②の背景として、ヒアリングを通じ被保険機関が公的保険制度に対し主に以下3点の様な懸念を持っていることが判明しており、加入促進への障害となっていると推測される。

(ウ) 迅速な保険金支払いが実施されない（GSISの保険制度の信用不足）

(エ) 保険料を支払った上で大規模災害が発生しなかった場合に保険料を上回る保険金を受け取れない（保険の果たす役割への理解不足）

(オ) 短期的に保険料支払いが負担になる（予算不足）

(ウ)に係る本プロジェクトでの対応として、活動の一つに、GSISの保険引受及び集積管理に係る能力向上を掲げている。GSISにとって、災害に対応した適切な保険料をより迅速に支払うために必要な能力を特定し、詳細活動を提案することが期待されている。

(エ)に係る本プロジェクトでの対応として、活動の一つに、GSIS広報活動の改善を掲げている。本プロジェクトで導入されるシステムやツールを活用し、保険加入意義を含めた被保険機関の保険制度への認知向上及び加入促進を行うことを想定している。被保険機関が抱える各種制約や保有資産が抱える災害リスクを踏まえたうえで、適切な保険を提案、そのメリットを提示できることが重要となる。被保険機関の基本的な理解不足があることを前提とした活動内容の提案が期待される。また、政策決定者（フィリピン政府関係者やGSIS幹部）や運営側（GSIS）においても災害リスクに応じた保険運用の重要性についても理解促進を図る必要がある。²

(オ)について、各被保険機関への予算配賦は予算行政管理省（DBM）の責務範囲であり本プロジェクトでは直接関与は困難なものの、計画策定においては各機関の予算制約を前提に置いた活動内容の提案を行うことが期待される。

¹ プロポーザルでは特に再調達価額評価システム及び災害リスクベース保険料率算出ツールプロトタイプ開発戦略について提案を求める。システムを通じ災害リスク詳細に応じたきめの細かい評価及び再評価額の算定が求められる一方、将来想定される拡張やGIISとの連動に向けた汎用性の高さも求められる。右両立するにあたり、想定される工夫があれば提案願いたい。

² プロポーザルでは特に意識啓発を中心とした被保険機関へのアプローチ戦略について提案を求める。被保険機関には、基本的な保険制度への理解不足が想定されるが、保険加入に向けた働きかけとして、先行例も含め、効果的な取り組み案や手法があれば提案願いたい。

（３）プロジェクトで扱う公共資産の範囲

上述のとおり、本プロジェクトでは再調達価額評価システム及び災害リスクベース保険料率算出ツールの導入及び運用体制の能力強化を行う予定。ただし、限られた予算及び期間内にて協力を行う必要があることから、計画策定段階で優先される公共資産を決定し、同資産を対象としたプロトタイプの開発と導入を本プロジェクト対象とする。暫定方針として対象公共資産を「Buildings insured by Head office of GSIS」に絞ることで合意しているが、詳細はプロジェクト開始後に協議の上決定することとしている。また、対象公共資産の選定に際しては以下の様な要素を考慮する旨確認している。

- ・ GSIS政策・戦略との整合性
- ・ 当該公共資産に係るデータ、情報へのアクセシビリティ
- ・ 財政的強靱性向上に資するに十分な対象資産数の確保
- ・ プロジェクト実施期間中・後のモニタリング実施可否
- ・ マニラからのアクセシビリティ
- ・ 日本人専門家による関与の可否

なお、本プロジェクト対象外の公共資産へのシステム及びツールの拡張については、本プロジェクト終了後、GSISが本プロジェクトを通じて培った能力を用いて自身で行うことで合意している。

（４）被保険機関の予算制約

保険付保に各政府機関が活用可能な予算としては、緊急対応基金（Quick Response Fund）や国家災害リスク軽減管理基金（NDRRMF）が設けられており、DBMを通じて毎年配賦されている。また、地方災害リスク軽減管理基金（LDRRMF）も設けられており、毎年各地方政府の収入の5%を同基金に積み立てることとなっており、基金の内の20%までを保険料支払いに充当できる仕組みになっている。他方、一部被保険機関からは上記予算が、各政府機関が必要な保有資産への付保に十分ではないという声も聞かれる。公的保険はフィリピン共和国法上強制付保ながら、各公的機関・自治体の予算制約を考慮すると、必ずしも須らく全ての公的資産に対して全てのリスクに対応した保険付保することは現実的ではない可能性がある。過剰保険の回避（リスクの低い災害への付保は回避）など、各公共資産状況、災害リスク

に適したきめ細かい保険付保促進を念頭においた活動が求められる。³

(5) 災害リスクファイナンスにおける公的保険制度の役割

本プロジェクトはフィリピン政府が掲げる「国家災害リスクファイナンス・保険戦略」の一部を支援するものである。望ましい災害リスクファイナンスの実現に向けては、発生確率は高いが、損害規模が小さい災害への備え（世界銀行やアジア開発銀行による迅速な支払いを目的としたパラメトリック保険形成やフィリピン政府自身の十分な予算確保等）や財政支援借款等、他ドナーやプロジェクトの取り組みも重要となる。本プロジェクトについても、フィリピン政府の掲げる戦略との一致、他ドナーやプロジェクトと適切な役割分担をした上で連携していくことが重要となる。

(6) 実施体制

フィリピン政府は、「国家災害リスクファイナンス・保険戦略」に加え、「公共資産運用方針 (Philippines Government Asset Management Policy)」に基づき、「公共資産運用計画 (Philippine Government National Asset Management Plan)」を策定している。同計画においては、災害リスクファイナンスの重要性に加え、世界銀行の支援のもと財務省財務局 (BTr) が開発する公共資産台帳 (NARS) が政府全体の非金融資産の資産管理の仕組みの基盤となることが言及されている。公共資産の災害リスク管理という観点より、BTrが担う公共資産管理の取り組みは本プロジェクトと密接な関係にある。

上記背景もあり、本支援が構想された当初は、NARSとGSISへの一体的支援も念頭にあった経緯もあり、本プロジェクトに係る要請書はBTrとGSISの連名署名のもと、BTrより提出がなされている。他方、NARS開発は世界銀行支援のもと進められているが、依然、各政府機関より公共資産情報を収集中の段階にあり、GSISを含む他機関との連携は、将来的に想定しているものの、具体的な時期は今後検討予定としている。GSISの有する保険契約管理システム (GIISシステム) とNARSの連携可能性は見据えつつも、本プロジェクトにおいては、まずはGSISの有する公共資産情報を基に協力を実施することで合意している。

これら背景を踏まえ、本プロジェクトにおいては、GSISが実施機関責務を担いつ

³ プロポーザルでは特に公的保険の運用戦略について提案を求める。公的保険は法律上強制付保ながら、予算制約や関係機関の理解不足等の制約により須らく全ての公的資産に対して保険付保することは非現実的だが、対象となる公的資産の優先順位の付け方等、最も効果的な保険付保を目指す上での工夫があれば提案願いたい。

つも、BTrはJoint Coordinating Committee (JCC) の一員として関与することで整理、またBTrは財務省 (DOF) 傘下であることから、DOFもJCCの一員となることを想定している。事業の実施に当たっては、BTr等関係機関への定期的な情報共有と連携に留意する必要がある。なお、BTrは、本プロジェクトにおける研修 (災害リスク保険の意義・活用、災害リスクの把握と活用方法、日本の知見等に係るもの) への参加にも関心を有しており、計画策定にあたっては同機関の参加を想定する。

(7) データマネジメント

GSISは、自己資金にて、GSIS保険契約管理システム (GIISシステム) のデジタル化 (現在情報を書面で管理しているものをWebベースとする) を進める予定であり、開発業者の選定、開発を準備している。

本プロジェクトで導入される、再調達価額評価システム及び災害リスクベース保険料率の算出ツールのプロトタイプは、将来拡張においてGIISシステムへの取り込みを想定される。現時点では、GIISシステムの要件検討のスケジュールに鑑みて、本プロジェクトのシステム開発から生じる要件を追加することは困難であり、プロジェクトで開発するプロトタイプはGIISの中に組み込むのではなく、Stand aloneとしての開発を想定する。但し、将来統合に向け、開発の際には先行するGSIS新システムとの整合性、拡張性にも留意する必要がある。プロジェクトの活動検討に当たっては、GIISシステムの取組進捗を確認のうえ、将来整合性を念頭においたシステム策定方針を検討するとともに、進捗においてGSIS担当部署 (IT Serviceグループ) と密な情報共有の確保が必須となる。

また、上述の通り、公共資産情報に関しNARS開発が進んでいる他、災害リスク情報については、フィリピン地震火山研究所 (PHIVOLCS) が主導するGeoRiskPHというイニシアチブにおいて、自然災害ハザードの分析・評価を行い、Hazard Hunter PHというプロダクトにて整備・公開を行っている。PHIVOLCSとの協議において、将来的に本プロジェクトでの災害情報の入手の際の連携可能性、特にハザードデータについて、PHIVOLCSとAPI連携による情報共有、MOU締結等を通じてより詳細情報の共有が可能な旨確認している。ただし、プロトタイプへの外部データ入力にかかる仕様詳細やNARSにおける外部情報共有方法は、現時点で不確定である。案件実施段階においては、各機関とのデータ連携を念頭においた具体的な手法立案に向け、プロトタイプ開発の過程での各機関との定期的な情報共有の場を設ける等、詳細計画を通じた実施体制の更なる検討が必要となる。

(8) 段階的な計画策定 (詳細計画策定フェーズ・本格実施フェーズ)

冒頭実施期間の2か月間（2024年5月～7月）の間、詳細計画策定フェーズと本格実施フェーズを並行して実施することを予定している。詳細計画策定フェーズでは、ベースラインデータの収集を行い、指標、詳細活動等を含む事業計画を策定、承認を取り付ける予定。本格実施フェーズにおいても同期間中に基本情報の収集や、活動計画等、各活動準備を開始することを想定。

なお、詳細計画策定フェーズ及び本格実施フェーズの活動内容は、以下のとおり。

➤ 詳細計画策定フェーズ：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

➤ 本格実施フェーズ：

詳細計画策定フェーズで策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：政府機関や民間企業における再調達価額計算のために必要なデータを特定及び確保する。

活動1-2：計算アルゴリズムを開発及び認証し、GSISの同意を得る。

活動1-3：再調達価額評価システムのプロトタイプを設計及び開発、認証し、GSIS内での承認を得る。

活動1-4：再調達価額評価システムの運用・維持管理に係るマニュアルを開発する。

活動1-5：GSIS職員に対して再調達価額評価システムの活用・運用に係る研修を実施する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：フィリピンにおける災害リスクに係る利用可能なデータを特定及び確保する。

活動2-2：計算アルゴリズムを開発及び認証し、アルゴリズムについてGSIS

の同意を得る。

活動2-3：民間企業の有する損害モデルを活用し、災害リスクベース保険料率算出ツールの適合性を認証する。

活動2-4：災害リスクベース保険料率算出ツールのプロトタイプを設計及び開発、認証し、GSIS内での承認を得る。

活動2-5：災害リスクベース保険料率算出ツールの運用・維持管理に係るマニュアルを開発する。

活動2-6：GSIS職員に対して、災害リスクベース保険料率算出ツールの活用・運用に係る研修を実施する。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：GSIS職員に対して、民間企業の有する損害モデルを活用し、災害リスクの集積・管理に係る研修を実施する。

活動3-2：日本における公共資産管理に係る実務体制や実例を学ぶための本邦研修を実施する。

活動3-3：活動1及び2にて導入されるシステム及びツールについて、GSISの業務フローと調整し、GSIS内での承認を得る。

活動3-4：GSISによる保険契約更新の推移をモニタリングする。

④ 成果4に関わる活動

活動4-1：GSISの保険加入促進戦略を策定する。

活動4-2：被保険機関の保険加入促進を目的とした広報資料を作成する。

活動4-3：GSISのマーケット部門に対して、保険加入促進に係る研修を実施する。

活動4-4：GSISの広報キャラバン業務を支援する。

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本における公共資産管理に係る実務体制や実例を紹介し、プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
---------	---

実施回数	合計2回（2024年度及び2025年度を想定）
対象者	以下の行政機関に所属する職員 ・ 公務員保険機構 ・ 財務省理財局
参加者数	約6名/回
研修日数	約7日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。

- 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 公務員保険機構が予定する保険契約管理システム（GIIS）の更新（2024 年第

2 四半期予定) や財務省理財局が開発を進める公共資産台帳の完成時期 (2024 年第 2 四半期予定) も確認した上で、上記ベースライン値は検討する。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート (以下「C/P」という。) の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

討議議事録 (R/D) に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。

- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第 5 条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	4部
			CD-R	1部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート

- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）再調達価額評価システムの運用・維持管理に係るマニュアル（成果 1）

(2) 災害リスクベース保険料率算出ツールの運用・維持管理に係るマニュアル
(成果 2)

(3) 被保険機関の保険加入促進を目的とした広報資料 (成果 4)

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	再調達価額評価システム プロトタイプ開発	システム開発 (英語、将来の拡張想定を踏まえGIISシステムの入力項目、データ互換性を確保)	1回	定額計上
2	災害リスクベース保険料率算出ツールプロトタイプ開発	システム開発 (英語、将来の拡張想定を踏まえGIISシステムの入力項目、データ互換性を確保)	1回	定額計上

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	損害評価 (カタスト ロフィ・ロ ス)モデル	1年ライセンス (災害リスクベース保険料 率算出ツールの整合性の認 証に利用するもの)	1	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：(和) 公的保険改善を通じた自然災害に対する公共資産の強靱性向上プロジェクト

(英) Project for Strengthening Financial Resilience of Public Asset to Natural Disasters by Improvement of Public Insurance

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピンは、東南アジアにおいて最も自然災害の発生頻度が高い国の一つであり、1990年以降、565件の災害が発生し、230億ドルの損失を被っている（UNDRR、2019）。その中でも、災害被害の多くは大規模の台風によるものであり、2013年の台風ヨランダの際には、6,300人が死亡し、公共インフラについては約2億ドル相当の損失が発生した。また、2021年の台風オデットの際には、400名超の死者、800万名超の被災者が確認されており、公共インフラについては約6億ドル相当の損失が発生した。

このような災害被害への脅威に対し、フィリピン政府は、2010年に「災害リスク軽減・管理法」（共和国法（RA）No. 10121）（以下、「DRRM法」という。）を制定し、災害後の対応に加え、災害発生前の災害リスク削減にも焦点を当てた包括的なアプローチをビジョンとして示した。同ビジョンの元での具体策として、フィリピン政府は「国家災害軽減・管理計画」（2011-2028）を策定し、災害リスク転移を含む包括的な災害リスク管理の一つとして、自然災害に起因したリスクに対する公共資産の強靱化を進めている。しかし、現状では公共資産強靱化に必要な資金ニーズを完全に満たしていない背景もあり、事前防災投資を通じた公共資産の強靱化を進めるには時間を要することから、災害発生時に公共資産が被害を受けるリスクを抱えているが、復旧資金調達の為の制度や体制が十分に構築されていないことが課題となっている。

かかる課題へ対処するべく、フィリピン政府は、2015年に「国家災害リスクファイナンス・保険戦略」（National Disaster Risk Financing and Insurance Strategy。以下、「DRFI戦略」という。）を策定し、中央政府、地方政府、個別世帯の各層が直接アクセス可能な災害復旧資金調達手段の構築に取り組んでいる。その中で中央・地方政府向けの復旧資金調達手段として、フィリピン共和国法656（財産保険法）に則り、歳入規模に基づく分類で比較的中・小規模となる1級未満の地方自治体を除いた全ての政府機関の所有する公共資産への公共保険付保が義務付けられている。また、2017年の大統領令第4号では、公共資産への保険付保を徹底すべく、財務省（以下、「DOF」という。）を議長とした関係者委員会（Inter-Agency Committee。以下、「IAC」という。）を設置し、財務省財務局（以下、「BTr」という。）が公共資産台帳（National Asset Registry System。以下、「NARS」という。）を整備し、公共資産に係る情報を一元管理することを決定している。

JICAは公共保険の引受機関である公務員保険機構（Government Service Insurance System。以下、「GSIS」という。）の要請を受け、「災害リスクベース保険料の導入を始めとした公共保険制度改善のための情報収集・確認調査」（2021年）を実施した。同調査を通じ、フィリピンの公共保険制度について、「強制保険にも関わらず依然と

して多くの公共施設に保険が掛けられていないこと（無保険）」、「保険金額が対象資産の復旧必要額を満たしていないこと（一部保険）」、「保険料が災害リスクに応じて設定されていないこと」で、被保険者間に不公平が生じていること」が課題として確認されている。本事業は、GSISにおける妥当な再調達価額の評価能力や公平な保険料率算出能力、保険引受、集積管理能力、被保険機関への意識啓蒙及び保険加入促進能力の強化を行い、GSISの付保対象である公共資産へ包括的かつ十分な付保を図ること、同課題の解決に寄与するものである。

（２）防災セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対フィリピン共和国国別開発協力量針（2018年4月）では、重点分野として「包摂的な成長のための人間の安全保障の確保」が掲げられており、本事業は同方針と一致する。また、フィリピン共和国JICA国別分析ペーパー（2020年7月）では、自然災害リスクが高い地域への構造物・非構造物対策等を含めた災害リスク軽減・管理体制強化に取り組むとしつつも、同取り組みが依然途上である一方、気候変動の影響による極端気象の増加も踏まえ、残存する被災リスクへの対処としてDRFI戦略にかかる支援も重要であると分析しており、本事業はこれら方針及び分析に合致している。さらに、本事業はフィリピン中央・地方政府に対し保険付保を行うGSISに対して、災害リスクへの理解を促進する災害リスクベース保険料率算出システムを開発・導入するものであり、JICAグローバルアジェンダ「20. 防災・復興を通じた災害リスク削減」の協力指針の一つである「災害リスクの理解及びリスク管理の為の防災推進体の体制確立」とも合致している。加えて、本事業は、気候変動を起因とする自然災害等による道路や病院等といった公共資産への損害を補填する公的保険制度改善に貢献することから、SDGsのゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、同ゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」の達成に資するもの。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行（以下、「WB」という。）は、フィリピン政府の緊急対応・復旧資金確保のために、2011年、2015年及び2021年に災害危機繰延引出オプション付開発政策融資（以下、「DPL」という。）（I）（II）（IV）（各5億ドル）を調印している。また2020年に災害危機繰延引出オプション付の条件を除外したDPL（III）（5億ドル）に調印済みである。また、DPL（II）内の政策アクションの一つには、地方自治体向けの災害保険プログラムの開発が掲げられており、実際に地方自治体（25州）を対象とした地震及び台風災害に対するパラメトリック保険形成パイロットプログラムが実施されている（2019年終了）。また、WBは台風や地震に備え、市場への災害リスク移転の観点から、大災害債券（CATボンド）を発行している。さらに、WBは自然災害への強靱性を包括的に向上するための開発政策借款（I）（II）を調印している。（それぞれ4億ドル（2019年）、6億ドル（2020年））。さらに、BTrに対しては、NARSの整備及び活用に係る技術支援を提供している。

アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）は、自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応のためのDisaster Resilience Improvement Program（以下、「DRIP」という。）融資契約を調印している（2020年）。DRIPで目標として定める政策マトリックスの中には、各地方都市向けのGSISパラメトリック保険の実施が挙げられている。ADBは、技術支援で同保険スキームに係る基本設計作成を支援しており、既に対象候補の地方都市と継続して協議を続けている。（実際の開始予定時期は未定）

WB及びADBとは定期的な情報共有を行い、災害リスクファイナンス分野での取り組みに重複がないよう整合性を保ち、相乗効果を生み出す余地がないかを継続して検討することが肝要となる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、災害リスクの高いフィリピンにおいて、妥当な再調達価額評価や公平な保険料算出、保険引受・集積管理、被保険機関への意識啓蒙及び保険加入促進に係る体制・能力強化を通じて、GSISの自然災害に対する保険の付保対象である公共資産への包括的かつ十分な保険付保を図り、もってフィリピンにおける公共資産の自然災害に対する財政的強靱性向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：

マニラ市（詳細は詳細計画策定調査において検討する）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：GSIS

最終受益者：公共資産を利用する国民

(4) 総事業費（日本側）

345百万円（詳細は詳細計画策定調査において検討する）

(5) 事業実施期間

2024年6月～2027年5月を予定（計36カ月）（詳細は詳細計画策定調査において検討する）

(6) 事業実施体制

事業実施機関：GSIS

協力機関：BTr

(7) 投入（インプット）（詳細は詳細計画策定調査において検討する）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 45M/M）：（保険運営／管理、リスクマネジメント／災害リスクファイナンス、保険システムデザイン、コスト計算／アセスメント、リスクエンジニア、人材開発／広報計画等）

② 研修員受け入れ：（損害保険）

③ 機材（再調達価額評価システムプロトタイプ、災害リスクベース保険料率算出ツールプロトタイプ、損害モデル使用ライセンス（1年間分））

2) フィリピン国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業を通じた成果は、「災害復旧スタンド・バイ借款（フェーズ2）」の政策ア

クシヨンの一つとしても掲げられている。財政支援に加え、本事業の確実な進捗と成果を残すことで、災害に備えた取り組みの強化を行うことが肝要である。

2) 他援助機関等の援助活動：上記2. (3)の通り。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 環境許認可：詳細計画策定調査にて確認。

④ 汚染対策：詳細計画策定調査にて確認。

⑤ 自然環境面：詳細計画策定調査にて確認。

⑥ 社会環境面：詳細計画策定調査にて確認。

⑦ その他・モニタリング：詳細計画策定調査にて確認。

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）＜分類理由＞基本計画策定調査にて、実施機関の職員のジェンダーバランスや、他援助機関の関連事業におけるジェンダー主流化に関連した取組等、ジェンダー主流化ニーズを確認するため。

＜活動内容／分類理由＞

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：国家及び地方政府の保有する公共資産の自然災害に対する財政的強靱性が向上する。

指標及び目標値：GSISの自然災害特約付きの保険契約の占める割合がXX%増加する。

プロジェクト目標：GSISの自然災害に対する保険の付保対象である公共資産について、包括的かつ十分な保険が付保される。

指標及び目標値：①本プロジェクトで対象とする保険契約または公共資産あたりの保険契約額がXX%増加する。②本プロジェクトで対象とする自然災害特約付きの保険契約数がXX%増加する。

(2) 成果

成果1：妥当な再調達価額の評価に係る体制・能力が強化される。

指標及び目標値：①再調達価額評価システムのプロトタイプが開発される。②研修がXX回実施される。③GSISの保険引受部門のXX人が同システムを活用して妥当な再調達価額を評価できる。

成果2：公平な保険料率算出に係る体制・能力が強化される。

指標及び目標値：①災害リスクベース保険料率算出ツールのプロトタイプが開発される。②研修がXX回実施される。③GSISの保険引受部門のXX人が同ツールを活用して公平な災害リスクベース保険料率を算出できる。

成果3：保険引受及び集積管理に係る体制・能力等が強化される。

指標及び目標値：①研修がXX回実施される。②研修参加者のXX%が研修内容について5段階中X以上の理解を示す。

成果4：被保険機関の保険に対する意識啓蒙及び保険加入促進に係る能力が強化される。

指標及び目標値：①保険加入促進戦略が策定される。②保険加入促進を目的とした広報資料が作成される。③GSISのマーケット部門の職員のXX人が広報資料を活用して保険加入促進に係るイベントをXX回以上実施する。

(3) 活動

活動1-1：政府機関や民間企業における再調達価額計算のために必要なデータを特定及び確保する。

活動1-2：計算アルゴリズムを開発及び認証し、GSISの同意を得る。

活動1-3：再調達価額評価システムのプロトタイプを設計及び開発、認証し、GSIS内での承認を得る。

活動1-4：再調達価額評価システムの運用・維持管理に係るマニュアルを開発する。

活動1-5：GSIS職員に対して再調達価額評価システムの活用・運用に係る研修を実施する。

活動2-1：フィリピンにおける災害リスクに係る利用可能なデータを特定及び確保する。

活動2-2：計算アルゴリズムを開発及び認証し、アルゴリズムについてGSISの同意を得る。

活動2-3：民間企業の有する損害モデルを活用し、災害リスクベース保険料率算出ツールの適合性を認証する。

活動2-4：災害リスクベース保険料率算出ツールのプロトタイプを設計及び開発、認証し、GSIS内での承認を得る。

活動2-5：災害リスクベース保険料率算出ツールの運用・維持管理に係るマニュアルを開発する。

活動2-6：GSIS職員に対して、災害リスクベース保険料率算出ツールの活用・運用に係る研修を実施する。

活動3-1：GSIS職員に対して、民間企業の有する損害モデルを活用し、災害リスクの集積・管理に係る研修を実施する。

活動3-2：日本における公共資産管理に係る実務体制や事例を学ぶための本邦研修を実施する。

活動3-3：活動1及び2にて導入されるシステム及びツールについて、GSISの業務フローと調整し、GSIS内での承認を得る。

活動3-4：GSISによる保険契約更新の推移をモニタリングする。

活動4-1：GSISの保険加入促進戦略を策定する。

活動4-2：被保険機関の保険加入促進を目的とした広報資料を作成する。

- 活動4-3:GSISのマーケット部門に対して、保険加入促進に係る研修を実施する。
活動4-4:GSISの広報キャラバン業務を支援する。

5. 前提条件・外部条件

- ① 前提条件
特になし。
- ② 外部条件
フィリピンにおけるDRFI戦略や公共資産管理に係る方針が大きく変化しない。
COVID-19による渡航制限、隔離措置、移動制限が、長期化あるいは再度課せられない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

本事業は、自然災害発生時の公共資産復旧資金の確保のための公共資産損害保険の改善という災害リスクファイナンス分野での協力となる。エネルギー分野のナレッジ教訓シート エネルギー3「適切なプロジェクトデザインとモニタリング」では、事前段階での適切なプロジェクトデザインの重要性や実施段階での柔軟な見直しが示唆されている。本事業は、JICAにおいても取り組み前例のない分野での協力であることから、適切なプロジェクトデザインに注力するとともに、実施機関より実施段階での見直しの可能性について理解を得られるよう事前段階から理解を求める。また、JCC等を設置し、適切なモニタリング、効果測定を行うよう留意する。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内

- 容は、別添を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. ワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：公共損害保険を含む災害リスクファイナンスに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域： 東南アジア及び全途上国

② 語学能力： 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務の契約期間は2024年5月～2027年8月を想定

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約69.00人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.00を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

業務従事者構成の検討に当たっては、損害保険制度の専門性を持つ従事者を含めること。また、業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全32回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

③ 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 再調達価額評価システムプロトタイプ開発（システム開発）
- 災害リスクベース保険料率算出ツールプロトタイプ開発（システム開発）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 討議議事録（Record of Discussions: R/D）
- フィリピン公的保険改善を通じた自然災害に対する公共資産の強靱性向上プロジェクト基本計画策定調査結果報告書

2) 公開資料

- ① [フィリピン国 マニラ首都圏における災害に対する公共インフラ強靱化のための損害保険活用に係る情報収集・確認調査 要約編](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_1000036484.html)
(https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_1000036484.html)

② [フィリピン国 マニラ首都圏における災害に対する公共インフラ強靱化のための損害保険活用に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12309209.html)

(https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12309209.html)

③ [フィリピン国 災害リスクベース保険料の導入を始めとした公共保険制度改善のための情報収集・確認調査 ファイナル・レポート](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12367140.html)

(https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12367140.html)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄タガログ語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地業務期間中は JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従い、安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下

同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

278,525,000円(税抜)

なお、定額計上分 63,099,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のど

れに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	再調達価額評価システムプロトタイプ開発	「第2章 【2】 特記仕様書（案） 第6条 再委託」	5,000,000円	ITエンジニア他 人件費	再委託費
2	災害リスクベア保険料率算出ツールプロトタイプ開発	「第2章 【2】 特記仕様書（案） 第6条 再委託」	5,000,000円	ITエンジニア他 人件費	再委託費
3	損害評価モデル購入費	「第2章 【2】 特記仕様書（案） 第7条 機材調達」	50,000,000円	1年ライセンス 契約	機材購入 費
4	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		3,099,000円	(2回想定) 報酬(1人月分の報酬) :	報酬
				2,788,000円	直接経費(一式) : 311,000円

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上